



令和 9 年度 鳥栖市保育施設の利用について



お問い合わせ先：鳥栖市健康福祉みらい部こども育成課

住所：〒841-8511 鳥栖市宿町 1118 番地 電話：0942-85-3552 E-mail：kodomo@city.tosu.lg.jp



お申し込みについて

令和 9 年度（令和 9 年 4 月～令和 10 年 3 月入所分）の**保育施設**の利用申し込みを希望する方は、鳥栖市こども育成課へお申し込みください。事前に、希望する保育施設の環境や保育内容等を確認の上、お申し込みください。

保育施設紹介シートを市ホームページにて公開しているほか、こども育成課で配布しますので参考にしてください。

1. 保育施設の種類

施設	施設の概要
保育所	就労などの理由により、保護者に代わって保育を行う施設
認定こども園	幼稚園と保育所の機能や特長を併せ持つ施設 ※保育認定で入所する場合は保育部分（最大 8 時間～11 時間の保育時間）を利用可能
地域型保育事業	0 歳～2 歳児を対象に保育を行う施設 ※一部保育士資格保有者以外の従事も認められています ・小規模保育事業：比較的小規模な環境で、定員は 6 人～19 人以下 ・事業所内保育事業：事業所の保育施設などで従業員の子どもと地域の子どもを保育する事業

2. 保育施設の利用要件

保育施設は、保育認定の**要件①～③をすべて満たし**、保育認定を受けた児童が利用することができます。

教育認定で利用できる施設（教育施設）の利用を希望する場合は、直接、希望施設へお申し込みください。

支給認定区分		年齢	要件	利用できる施設
教育認定	1号認定	3歳以上		幼稚園、認定こども園（幼稚園部分）
保育認定	2号認定	3歳以上	① 鳥栖市に住所を有している	保育所、認定こども園（保育部分）
	3号認定	3歳未満	② 児童の集団保育が可能である ③ 保護者が保育の必要性の事由を満たしている	

3. 保育の必要性の事由 保護者（父母とも）が下記のア～キのいずれかに該当していること。

保護者の状況	保育必要量の区分
ア. 仕事をしている（1か月64時間以上）	保育標準時間または保育短時間
イ. 産前産後である（出産当月、前後各2か月の合計最長5か月間）	保育標準時間
ウ. 病気、けが又は身体等に障がいがある	保育標準時間
エ. 同居の親族の常時介護、看護をしている	保育標準時間
オ. 災害の復旧にあたっている	保育標準時間
カ. 求職活動をしている	保育短時間
キ. 就学している （自宅外へ通学しており、1か月64時間以上）	保育標準時間または保育短時間

4. 保育を利用できる時間（保育必要量の区分）

- ・保育を利用できる時間（保育必要量）は、保護者の就労時間または保育の必要性の事由により「保育標準時間」と「保育短時間」の2通りの認定となります。

保育必要量の区分	保護者の就労・就学時間 （父母どちらか短い方）	保育を利用できる時間
保育標準時間	月120時間以上	1日あたり最大11時間
保育短時間	月64時間以上120時間未満	1日あたり最大8時間

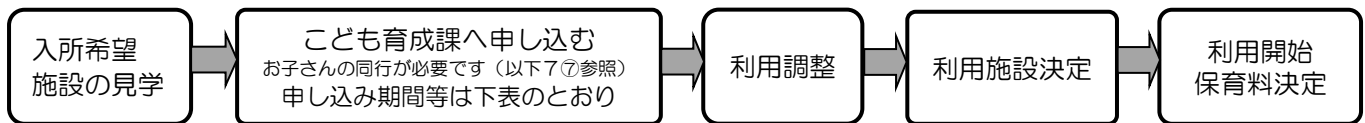
※施設により開所時間、閉所時間、保育短時間利用の時間帯が設定されています。

5. 育児休業（取得中、取得予定）の方について

- ・保護者が育児休業中の間は入所できません。育休明けで申し込む場合は、確認票・同意書の9を参照ください。
- ・産前・産後休暇、育児休業の方で、上のお子さんがすでに在園されている場合は、**出産日から1年以内に復職の予定がある場合に限り**、継続して入所することができます（勤務証明書で確認します）。
この場合、出産日から2か月経過した日の翌月から上のお子さんの保育必要量は、**保育短時間**となります。

6. 利用申し込みから利用決定まで

マイナポータルで電子申請ができます。詳しくは市ホームページ「保育所とは（入所申し込み方法など）」をご覧ください。



受付区分	申し込み受付期間	選考結果の通知時期	利用対象期間
1次受付	11月9日（月）～11月27日（金） 受付場所：市役所こども育成課窓口	令和9年2月上旬 ※審査に時間を要するため	令和9年4月 ～令和10年3月
2次受付	11月30日（月）～2月10日（水） 受付場所：市役所こども育成課窓口	令和9年3月中旬 ※審査に時間を要するため	

※2月12日以降の申し込みは、5月以降入所の受付となります。2月12日以降に提出する場合、入所を希望する月の前月10日（10日が土・日曜、祝日の場合はその直前の平日）までにお申し込みください。

7. 申し込みに必要な書類

●提出が必要な書類（⑤～⑦は提示）

※ひとり親、障害者（児）世帯、転入予定、令和8年1月2日以降転入の方は3ページの必要書類を必ずご確認ください

- ① 施設型給付費・地域型保育給付等教育・保育給付認定申請書
- ② 保育所等利用申し込み確認票・同意書（保護者様控えとして写しを保管してください）
- ③ 児童の健康状況調査票・食物アレルギー調査
- ④ 保育の必要性を証明する書類 ※該当する書類について、父母それぞれ提出が必要です

保護者の状況（保育が必要な理由）	必要な書類
会社員・自営業・ 農業・内職従事者 （従事予定者も含む）	就労証明書（就労・自営業等共通） ※産休・育休中の方も提出してください。 ※勤務内定者の方は、就労開始後1か月以内に再度提出してください。 ※自営業、農業、内職従事者については、別途証明書類も添付してください。
出産予定	生まれてくる子どもの母子手帳の写し ※保護者氏名・住所欄、出産予定日がわかるページのコピー
保護者自身の疾病 親族等の介護、看護	医師の診断書、障害者手帳、介護申立書など ※コピー可。本人又は被看護者が保育できない状況、期間がわかるもの
学校・職業訓練等在学	在校証明書 ※在籍期間、カリキュラムの内容がわかるもの、時間割等
求職活動中	求職活動申立書 ※市指定様式あり。市ホームページ掲載、窓口設置。

- ⑤ 入所申請児童を含む同居する親族全員の個人番号（マイナンバー）が確認できるもの

- ⑥ 申請書提出者の身分証明書（運転免許証など）

- ⑦ 入所申請児童の母子手帳

※1歳未満のお子さんや市内での転園希望の場合は、母子手帳を持参し、かつ母子手帳の出生時の状況および健診・予防接種の受診状況がわかるページを確認させていただくことで、お子さんの同行はいりません。

●以下の条件に該当する方が、提出が必要な書類	
※個人番号(マイナンバー)記載により書類の提出を省略した場合も、必要に応じて後日書類の提出をお願いすることがあります	
ア. ひとり親世帯	次のいずれか1点(コピー可) ・戸籍謄本(直近3か月以内に取得したもの) ・児童扶養手当証書 ・調停中であることが証明できる書類(離婚調停中の方) ※児童扶養手当受給中の方で個人番号(マイナンバー)記載の方は省略可
イ. 障害者(児)のいる世帯	次のいずれか1点(コピー可) ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳 ・特別児童扶養手当受給資格者証 ・障害年金(1、2級)の年金証書 ※対象者(児)の個人番号(マイナンバー)記載の方は省略可
ウ. 生活保護受給世帯	・生活保護受給票(コピー可) ※個人番号(マイナンバー)記載の方は省略可
エ. 申込日以降に 鳥栖市に転入予定の世帯	次の①②とも必要 ① 入所月の前月末日までに鳥栖市へ転入することがわかる書類 (鳥栖市内での不動産の売買契約書や賃貸住宅の契約書等。コピー可) ② 転入誓約書 ※市指定様式あり。市ホームページ、窓口にあります。
オ. 令和8年1月1日現在、 鳥栖市に住所がない世帯	・令和8年度市町村県民税課税証明書 ※個人番号(マイナンバー)記載の方は省略可 (申請書に令和8年1月1日時点の市区町村名を必ず記入してください。)

8. 保育料・給食費等について

- ・保護者(父母)等の市町村民税額により保育料を決定します。
- ・市町村民税の決定を受けて、毎年4月と9月に保育料の改定を行います。

適用期間	算定の根拠
4月～8月	入所年度前年度の市町村民税により算定(入所年度の前々年の所得)
9月～3月	入所年度の市町村民税により算定(入所年度の前年の所得)

- ・保育料とは別に各施設で定められた費用(制服やカバン代、教材代、保護者会費等)の負担は必要です。
- ・保育料の階層表は、市ホームページに掲載しているほか、お申し出があればこども育成課でお渡しします。

3歳児(年少)以上のお子さんは、幼児教育・保育の無償化により、保育料は0円(無償)です

給食費(主食費(ご飯やパンなど)と副食費(おかずなど)、金額は各施設が設定)、施設が定める実費の負担は必要です。給食費や施設が定める実費は、入所する施設に直接お支払いください。

ただし、次の①または②に当てはまる児童は、副食費の負担は不要となります。

- ① (目安として)年収360万円未満の世帯の児童(保育料の切替時4・9月で変更の場合あり)
- ② 幼稚園や保育所などに通う兄弟(就園施設の条件あり)が2人以上いる児童

0～2歳児のお子さんは、3歳のお誕生日が来た年の年度末まで保育料がかかります

無償化後も多子減免(第2子半額、第3子無料。上の子の対象範囲は所得によって異なる)は継承します。例えば、4歳児と2歳児のきょうだいが保育所を利用している場合、上の子が無償化の対象となり、下の子である2歳児は、該当する保育料区分の半額となります。
3歳児未満の給食費は、保育料に含まれます。

○認可保育所の保育料のお支払いは、便利な口座振替をご利用ください

●振替日 毎月月末(12月のみ25日。月末が土・日曜、祝日の場合は翌営業日)

●口座振替のお手続き

金融機関でのお手続きとなります。金融機関に通帳と届出印を持参し、口座振替依頼書を記入してください。お手続きいただいた翌月から、口座振替開始となります。口座振替がお済みでない間は納付書を発行します。
※認定こども園、地域型保育事業へ入所した方は、施設へ納付してください(納付方法は施設が指定します)。

○認可保育所の保育料のスマホ決済ができます

納付書に記載のバーコードをスマートフォンアプリのカメラで読み込むだけで、保育料をお支払いいただけます。詳しくは市ホームページ「保育所とは(入所申し込み方法など)」をご覧ください。

鳥栖市教育・保育施設一覧（令和８年１０月時点）※変更になる場合があります

施設類型	番号	施設名	定員	所在地	電話番号	開所時間	延長保育
保育所	1	鳥栖市立保育所鳥栖いづみ園	225	藤木町 2362-2	82-3261	7:00-18:00	-19:00
	2	鳥栖市立保育所小鳩園	130	本町 3 丁目 1494-11	82-2388	7:00-18:00	-19:00
	3	虹の子保育園	90	古野町 194-2	84-7716	7:00-18:00	-19:00
	4	あいりす保育園	75	田代本町 1336	82-7716	7:00-18:00	-19:00
	5	田代保育園	120	田代大官町 797-1	82-3321	7:00-18:00	-19:00
	6	やよいが丘保育園	110	弥生が丘 2 丁目 145	87-1020	7:00-18:00	-19:00
	7	弥生が丘あんじゅ保育園	80	弥生が丘 6 丁目 93	82-8882	7:00-18:00	-19:00
	8	鳥栖市立保育所白鳩園	110	原町 715-3	82-2547	7:00-18:00	-19:00
	9	レインボー保育園	108	桜町 1434-1	84-0120	7:00-18:00	-19:00
	10	かなさ保育園	80	山浦町 1434-1	85-8986	7:00-18:00	-19:00
	11	慈光保育園	98	山浦町 2208-1	85-2468	7:00-18:00	-19:00
	12	しんとすげんき保育園 ※令和 9 年 4 月より保育所型 認定こども園へ移行予定	100	蔵上町 42-1	85-8277	7:00-18:00	-19:00
	13	みどりヶ丘保育園	110	山浦町 2621-1	83-1213	7:00-18:00	-19:00
	14	あいあい保育園	80	儀徳町 2213-1	85-8555	7:00-18:00	-19:00
	15	鳥栖市立保育所下野園	50	下野町 2587	82-3824	7:00-18:00	-19:00
認定こども園 ※定員は幼稚園 枠を含む	16	鳥栖カトリック幼稚園 (幼保連携型)	180	本通町 1 丁目 864-8	82-3362	7:00-18:00	-19:00
	17	神辺幼稚園 (幼保連携型)	130	神辺町 1507-1	82-5517	7:00-18:00	-19:00
	18	布津原幼稚園 (幼保連携型)	185	蔵上 2 丁目 123	82-3250	7:30-18:30	-19:30
	19	めぐみ保育園 (保育所型)	105	村田町 216	82-0867	7:00-18:00	-19:00
	20	鳥栖双葉保育園 (保育所型)	115	浅井町 142-4	83-4406	7:00-18:00	-19:00
	21	あさひ幼稚園 (幼保連携型)	165	儀徳町 2609	82-6255	7:00-18:00	-19:00
	22	弥生が丘マイत्रीー幼稚園 (幼稚園型)	151	弥生が丘 6 丁目 2 5 1-2	81-1895	8:00-19:00	-
小規模 A	23	つながり保育園	19	本町 2 丁目 7 9-7	85-9318	7:30-18:30	-19:00
	24	小規模保育所こどもかん	19	高田町 211-5	84-5908	7:00-18:00	-
	25	蔵上ひまわり保育園	19	蔵上 2 丁目 166	83-2622	7:30-18:30	-19:00
小規模 B	26	きらきら保育園	12	本町 1 丁目 960-1	85-7785	7:00-18:00	-19:00
小規模 C	27	アイルキッズルーム	10	東町 3 丁目 922-8	83-0528	7:30-18:30	-19:00
事業所内	28	わかくす託児所	12	弥生が丘 2 丁目 134-1	83-1121	7:30-18:30	-

・施設類型 「小規模 A」：小規模保育事業 A 型（保育従事者の全員が保育士）、「小規模 B」：小規模保育事業 B 型（保育従事者の 1 / 2 以上が保育士）、
「小規模 C」：小規模保育事業 C 型（家庭的保育者が従事）、「事業所内」：事業所内保育事業

・小規模保育事業、事業所内保育事業は、0 歳から 2 歳までの児童のみを保育する施設です（きらきら保育園は 1 歳まで）。小規模・家庭的・
事業所内を利用する児童で、3 歳児（年少）に上がる年度も引き続き保育の必要性を満たす場合は、優先的に転園できます。